

京都市告示第 41 号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等を保有するための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

平成19年 5月10日

京都市長 樺本 賴兼

1 団体の名称

四ッ谷茅町町内会

2 規約に定める目的

会は、地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって、良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的として、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に關すること。
- (2) 葬儀等の際の互助に關すること。
- (3) 交通安全、防犯、防火等に關すること。
- (4) ごみ処理、排水など保健衛生に關すること。
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に關すること。
- (6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に關すること。

3 区域

京都市伏見区向島中島町4番地の6、4番地の7、5番地の1から7まで、5番地の9、7番地、8番地の2、9番地の2、9番地の3、10番地、10番地の1、10番地の2、11番地、11番地の1から14まで、11番地の16から19まで、12番地、13番地の1、13番地の2、14番地、14番地の1から6まで、15番地の1、15番地の2、16番地の1から5まで、17番地、17番地の2、

17番地の3, 17番地の5から9まで, 18番地, 19番地の1, 19番地の4から11まで, 20番地の1から3まで, 26番地から29番地まで, 32番地から38番地まで, 38番地の1, 39番地, 39番地の1, 40番地から43番地まで, 46番地, 47番地, 48番地の1, 48番地の2, 49番地の1, 49番地の2, 50番地から52番地まで, 53番地の1, 53番地の2, 54番地, 55番地の1, 55番地の2, 56番地, 57番地の1, 57番地の3, 58番地の1, 60番地, 61番地の1から3まで, 62番地から66番地まで, 67番地の1, 67番地の2, 68番地, 69番地, 70番地の1, 70番地の2, 77番地の34から36まで, 114番地, 115番地, 117番地及び118番地 の区域

京都市伏見区向島二ノ丸町14番地, 15番地の1, 15番地の2, 16番地, 27番地, 27番地の1, 27番地の2, 28番地, 28番地の1, 28番地の2, 37番地, 37番地の1から3まで, 38番地, 39番地の1, 39番地の2, 40番地, 43番地から46番地まで, 48番地の1, 49番地の1, 49番地の2, 50番地の1, 50番地の2, 51番地の1, 51番地の2, 52番地, 52番地の1, 52番地の2, 52番地・54番地の2合併, 53番地・54番地の1合併の1, 70番地の1から3まで, 89番地の1, 89番地の2, 98番地の1から3まで, 103番地の1, 103番地の2, 124番地, 340番地, 340番地の2, 341番地及び344番地 の区域

4 事務所

京都市伏見区向島中島町34番地

5 代表者の氏名及び住所

山田 尚男 京都市伏見区向島中島町34番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

平成19年 5月 2日

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)